

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、地価税、贈与税、登録免許税、消費税及び印紙税 等		
要 望 の 内 容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定、以下「基本方針」という。）に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 通則法・整備法で措置する予定のもの（所得税、法人税、地価税、贈与税（③のみ）、登録免許税、消費税及び印紙税 等） ①独立行政法人農林水産消費安全技術センターの組織の見直し ②独立行政法人農畜産業振興機構の組織の見直し ③独立行政法人農業者年金基金の組織の見直し ④独立行政法人森林総合研究所の組織の見直し ○ 上記以外のもの（所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税及び印紙税） ①独立行政法人種苗管理センター及び独立行政法人家畜改良センターの統合 ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの統合 ③独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人水産大学校の統合 ④独立行政法人農林漁業信用基金の特殊会社化		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 各法人について、「基本方針」に基づき事業及び統合を含む組織の見直しを行うことに伴い、新たな法人における税制上の取り扱いに関する規定の整備及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講じることにより、新たな法人の政策実施機能が最大限発揮され、もって、経済成長や国民生活の向上につなげること。 (2) 施策の必要性 各法人が引き続き公的な役割を担う新たな法人として事業を行うため、新たな法人における税制上の取り扱いに関する規定の整備及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講じることにより、新たな法人に円滑に移行できるよう措置することが必要。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	以下の大目標を達成するため、公的な役割を担う法人に対する税制上の取り扱いを規定。 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		政 策 の 達成目標	新たな法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につながるようにすること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久的措置（新たな法人への移行に関する税制上の措置を除く）
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	「政策の達成目標」に同じ。
		政策目標の 達 成 状 況	（新規要望）
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	要望の対象となる各法人
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税において同様の要望を行っている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	各法人が引き続き公的な役割を担う新たな法人として事業を行うことから、新たな法人における税制上の取り扱いに関する整理及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講じることが妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—